

=====公布された規則のあらまし=====

保健師助産師看護師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

准看護師免許証の様式の記載事項その他の規定について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 准看護師免許証の記載事項に准看護師籍登録年月日及び准看護師籍登録番号を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。